

諏訪東京理科大学の財産の移管等について

1 基本方針

- 現に諏訪東京理科大学の用に供している土地のうち茅野市からの無償譲渡分及び建物・附属設備については、学校法人東京理科大学からの寄付受納として扱い、公立大学法人の基礎的財産として、諏訪広域公立大学事務組合（以下「組合」という。）議会の議決を経て、平成30年4月1日付けで、公立大学法人公立諏訪東京理科大学（以下「法人」という。）に出資する。

2 財産類型別の取扱い

区 分	法人設立時の価格		数 量	価 格
	≥50万円	<50万円		
(1) 土 地	出資（資産）		登記面積	不動産 鑑定価格
(2) 建 物 附属設備	出資（資産）		登記面積	不動産 鑑定価格
(3) 構 築 物 立 木	移管 (資産)	移管（非資産）	実地調査	減価償却後 価格
(4) 物 品	移管 (資産)	≥10万円	実地調査	減価償却後 価格
		移管 (非資産)		
(5) 図 書 美 術 品	移管（資産）		実地調査	取得価格

※資産とは、法人の貸借対照表に計上する資産であり、土地・建物・図書・美術品はすべて、その他の財産は、耐用年数1年以上かつ50万円以上のものとする。

(1) 土 地

- 茅野市からの無償譲渡分は寄付受納として扱い、組合から法人への出資とする。（53,000㎡）
- 現在の無償貸付分は、茅野市から法人への無償貸付とする。（出資の対象外）（45,757.49㎡）
- 出資に係る土地は、価格に関係なく法人の貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- 数量は登記面積により決定し、価格は不動産鑑定評価により決定する。

(2) 建物・附属設備

- すべて学校法人からの寄付受納として扱い、組合から法人への出資とする。
- 出資に係る建物および附属設備は、価格に関わりなく法人の貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- 数量は登記面積により決定し、価格は不動産鑑定評価により決定する。

(3) 構築物・立木

- ・すべて法人へ移管する。
- ・耐用年数1年以上かつ50万円以上のものに限り、法人の貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・数量は、学校法人東京理科大学の現地調査結果に基づき、茅野市で現地確認することにより把握する。
- ・貸借対照表に計上する価格は、財産台帳や工事費内訳書等により取得価格を把握し、移管時点までの経過年数により減価償却を行うことにより算定する。

(4) 物品

- ・すべて法人へ移管する。
- ・耐用年数1年以上かつ50万円以上のものに限り、法人の貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・法人における物品管理上は、10万円以上50万円未満のものを管理対象とし、10万円未満のものは消耗品として取り扱う。
- ・数量は、学校法人東京理科大学の現地調査結果に基づき、茅野市で現地確認することにより把握する。
- ・貸借対照表に計上する価格は、備品台帳、工事費内訳書等をもとに取得価格を把握し、移管時点までの経過年数により減価償却を行うことにより算定する。

(5) 図書・美術品

- ・すべて法人へ移管する。
- ・すべて法人の貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・数量は学校法人東京理科大学の現地調査結果に基づき、茅野市で現地確認することにより把握し、貸借対照表に計上する価格は取得価格とする。

3 出資予定財産の内訳

別表のとおり

4 今後のスケジュール（案）

平成29年7月組合議会

学校法人東京理科大学からの負担付き寄付受納議案
及び公立大学法人への出資財産議案上程

平成30年4月1日付け

出資財産の所有権を公立大学法人へ移転

[別表] 学校法人から寄付受納し、公立大学法人へ出資予定の財産（定款に記載）

資産の種別	所在・地番	地目	面積 (㎡)	価額 (円)
土地	茅野市豊平字バチ山 4937 番 3	宅地	1,548.06	
	茅野市豊平字バチ山 4942 番	宅地	3,985.57	
	茅野市豊平字バチ山 5000 番 1	山林	30,000.00	
	茅野市豊平字トクアミ 6934 番 7	宅地	13,822.22	
	茅野市豊平字トクアミ 6948 番 1	原野	115.00	
	茅野市豊平字トクアミ 6948 番 3	宅地	644.15	
	茅野市豊平字トクアミ 6950 番 1	原野	2,885.00	
合 計			53,000.00	407,000,000

資産の種別	所在	名称	構造	延床面積 (㎡)	価額 (円)
建 物	茅野市豊平 字バチ山 5000番地 1 ほか	1号館	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 2 階建	3,434.30	
		2号館	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 5 階建	4,554.66	
		3号館			
		4号館	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 6 階建	7,942.79	
		5号館			
		6号館	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 4 階建	7,385.46	
		7号館			
		8号館			
		体育館	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 2 階建	1,620.93	
		客員宿舎	鉄筋コンク リート造 2 階建	495.48	
		セミナー ハウス	鉄筋コンク リート・鉄 骨造 2 階建	1,085.20	
		サークル部室 及び倉庫	コンクリー トブロック 造 2 階建・ 平家建	530.81	

	リスク評価 実験棟	鉄骨造 平家建	108.00	
	冷媒ガス燃 焼性評価試 験室	軽量鉄骨造 平家建	31.36	
合 計			27,188.99	1,805,918,400

参考 制度概要

※ 法：地方独立行政法人法

(1) 出資の必要性

- ・公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。【法第6条第1項】
- ・公立大学法人の設立団体である地方公共団体は法人の資本金の額の2分の1以上に相当する財産を出資しなければならない。【法第6条第3項】

(2) 出資に必要な手続き

- ・出資する財産は議会の議決を経て定める定款に記載しなくてはならない。
【法第8条】

(3) 法人の財産処分制限

- ・公立大学法人が条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可が必要。【法第44条第1項】
- ・前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経なければならない。【法第44条第2項】